



甲州市広報 Public Relations No.141

2017

特集 世界がときめく甲州

こうしゅう

7

甘いさくらんぼ、たくさん食べました♪
(6月19日 市内観光農園)

豊かな自然 歴史と文化に彩られた 果樹園交流のまち 甲州市

特集 世界がときめく甲州

「あのまちに、行ってみたい」

一瞬のひらめきは

インターネットやSNSなどから溢れる

色とりどりの情報たちによって

ときめきとなり、

高鳴る心の赴くまま、そのまちへー。

美しい大自然、悠久の歴史、文化を乗せた風が吹き

産地の薫りから醸し出されるフルーツとワイン

そして、人の優しさに触れたとき、

心に温かい感情が流れ込むことに気づきます。

「このまちに、また来たいー。」

100人が1度訪れるまちでなく、

ひとりの人が100回訪れたくなるまちでありたいー。

私たちのまちには、日本中の、世界中の人々を

惹きつける多彩な観光資源があります。

夏の観光シーズンが始まった7月。

全ての市民の皆さんとともに

最高の笑顔とウェルカム感をもって、

訪れた皆さんをお迎えするため

今月の広報では、

市民の声、甲州市ファンの声を紹介しながら

世界に誇る観光立市「甲州市」のビジョンをお伝えします。

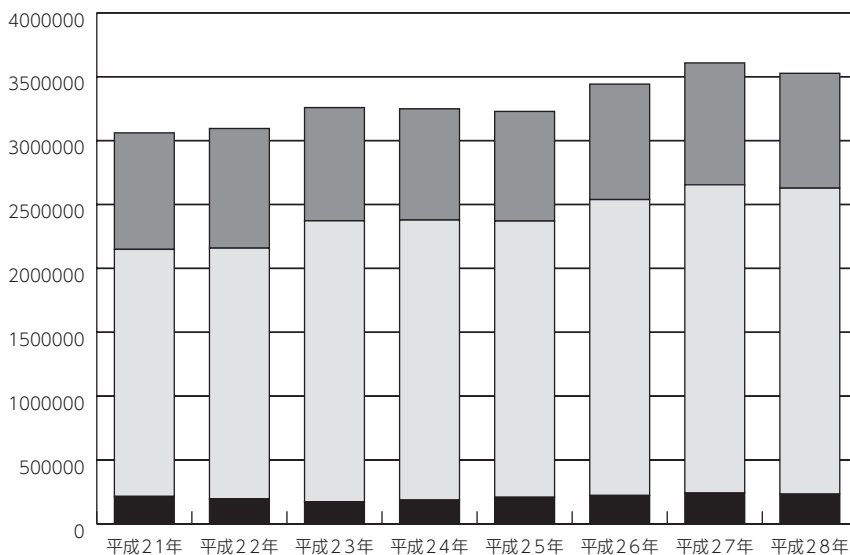
topic1 観光の現状

現在、観光ニーズは「大型・団体」から「個人・グループ」へ、「画一」から「多様化」へと観光に対して多様な価値が求められる時代となりました。

また、国ではビジットジャパンキャンペーン（VJＣ）を展開し官民挙げて訪日外国人旅行者数を増やそうと活動しています。

旅行者を受け入れるそれぞれの地域においても観光に対する概念が大きく変化しつつあります。観光振興は地域経済の活性化に寄与するとともに創意工夫を生かした主体的な取り組みにより固有の文化、歴史、産業に焦点をあて地域の魅力を創出し誇りと愛着をもてる活力に満ち

た地域社会の実現を促進する役割を担っています。
そこで本市の観光振興を取り巻く現状について第2次甲州市観光振興計画に基づきお伝えします。



甲州市における 観光客入込状況

本市を訪れる観光客数は平成21年以降、増加傾向にあります。300～360万人前後で推移し、その内、勝沼エリアが約67%、塩山エリアが27%を占めています。（観光交流課データ参照）

約50万人 up!

(単位：人)

地域	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
大和	216,120	197,537	174,332	187,882	209,439	223,648	243,023	234,317
勝沼	1,932,863	1,961,066	2,197,991	2,190,447	2,160,952	2,314,951	2,411,256	2,393,645
塩山	911,508	935,981	885,898	870,136	857,908	903,287	953,359	898,441
計	3,060,491	3,094,584	3,258,221	3,248,465	3,228,299	3,441,886	3,607,638	3,526,403



What was the purpose of your trip to koshu city?



アンケート&ヒアリング 甲州市の観光

東京都内、山梨県内の5箇所において、「甲州市を訪れた目的」や「甲州市に関する情報の入手先」「甲州市について良いと感じたこと」などを対面式聞き取りアンケートで調査した結果について要約抜粋して紹介します。（アンケート期間 平成26年7月～10月／調査地点 日本橋・中野新橋・曳船・ぶどうの丘・勝沼朝市会場）

What did you get for information on Koshu city?

01 旅行目的は？

イメージ図：円の大きさが回答率の高さを示します



02 情報の入手先は？



03 良かったところは？



特集

世界がときめく甲州

topic2 観光を語る

甲州市観光協会 会長 保坂 一久さん

まず、ここに暮らす
私たちが、感動する
ことが大切です。

観光ニーズが多様化する観光情勢にどう対応するか、また、甲州市の観光資源を最大限発揮するために私たちができること等について、甲州市観光協会会長の保坂一久さんにお話を伺いました。

《世界に誇る観光資源》

大菩薩に代表される山々、さくらんぼや桃、ぶどうなどの様々なフルーツや高品質なワイン、そして、歴史深き神社仏閣など、多彩な資源が甲州市にはあります。

日本のどこにも劣らない、世界に誇ることができると、甲州市に暮らす私たちが、改めて気づくことが大切です。

《おもてなしの心》

「魅力的な資源があれば、人を呼べるか」というとそればかりではないと感じます。人を呼ぶことができるのはやはり「人」です。観光に携わる人たちだけでなく、まち全体が「ようこそ、私たちが暮らす、私たちの大好きなまちにきてくれました。楽しんでいてくださいね。」という雰囲気醸成されると素敵だと感じます。来訪者に気軽に声をかけてあげたりすることが、お客さんには特別な体験となり記憶に残り、「また、来てみたい」という想いに繋がると思います。

《私たちにできること》

まず、自分の住むまちに目を向けて欲しい。興味を持つことで、このまちがどんなに魅力的か気づくことができます。自分の好きなまちにお客さんが来ることは、非常にうれしいことです。



窪田 梨乃さん

学生時代から縁の深い甲州市。おいしい甲州ワインや果物、自然の素晴らしさを広くPRしたいという想いで活動しています。素敵な魅力がたくさん詰まっていることを地元の皆さんに改めて目を向けていただいて、一緒に盛り上げていきたいです！



山崎 彩さん

甲州市のフルーツはとにかくおいしい！自然、果物、歴史など、誇るべき資源がたくさんあり、この魅力を一人でも多くの方に伝えたいという気持ちでPRしています。訪れる皆さんに、心から「ようこそ」という気持ちで接することができれば、必ずまた来てくれると思います！

《甲州市の観光キャンペーン》 ♪フルーツ娘に聞きました♪

甲州市の観光PRをするため、市が委嘱する甲州市フルーツ娘に甲州市の好きなどこるや甲州市のPR活動への想いなどを伺いました。(6月6日 中野・都庁 観光キャンペーン)





畑山 拓登さん（東京都）
絵梨さん

さくらんぼ狩りに甲州市を訪れた際に、新鮮さと甘みに感激したので、今回のキャンペーンにも来ました。果物狩りやワインが楽しめて、小正月など伝統芸能にも触れることができる甲州市は年間を通じて楽しめる大好きなまちです。



岩室 博喜さん（東京都）

昔、ぶどう狩りなどをするため、甲州市をはじめ山梨県によく訪れていました。おいしい桃やさくらんぼは家内や職場で評判がよく、プレゼントしても喜ばれます。こういった果物が身近にある暮らしはとても豊かだなあと感じます。



高橋 紀子さん（東京都）

食の安全性が心配な昨今、国産で高品質な果物を手に入れることが難しくなってきたように感じます。今日は甲州市産の美味しそうなさくらんぼを購入しましたが、今度はぜひ、果物のたわに実る産地へ足を運んでみたいと思います。

《観光キャンペーンの声》
♪お客さんに聞きました♪
甲州市の観光キャンペーンに訪れてくれたお客さんに甲州市のイメージや好きなところを伺いました。
(6月6日 中野・都庁 観光キャンペーン)

主な観光キャンペーン活動の足跡

キャンペーン名称	内容	実施場所	実施開始時期
桃の花キャンペーン	桃の花を配り、春の甲州市を宣伝するキャンペーン	JR 八王子駅 中野ブローウェイ 川崎市日本民家園	合併前～
さくらんぼ観光キャンペーン	さくらんぼの日（6月6日）を中心に、さくらんぼを配布（300人分）し、観光宣伝・観光PR	中野ブローウェイ	平成23年度～
桃の観光キャンペーン	完熟桃を配布（200人分）し、観光宣伝・観光PRの実施	中野ブローウェイ	平成23年度～
なかの里・まち連携事業による観光キャンペーン	なかの賑わいフェスタや中野マルシェなどの中野区主催のイベントでの観光PR。また連携自治体での観光PR	首都圏等	平成23年度～
都庁全国観光PRキャンペーン	東京都庁の全国観光PRコーナーで、観光物産展を展開	東京都庁	平成27年度～
日本民家園枯露柿キャンペーン	ころ柿のPR、文化的景観をPR	川崎市日本民家園	平成26年度～
春の山梨 桃源郷とワインリゾート桃色キャンペーン	4市（甲州、甲府、笛吹、山梨）が連携し名産品・特産品PR	ディアモール大阪	平成28年度～

海外へのアプローチ

今年度、海外での観光キャンペーンとして台湾、韓国でのPRを予定しています。

キャンペーン名称	内容	実施場所
台湾セールスコール	台湾のリピーター旅行者に高いニーズのあるワインやサイクリングなどを紹介し、誘客拡大を図る。	台北、高雄
韓国セールスコール	リピーターが多く、日本への関心も高い。甲州市のワインなどを紹介し、誘客を図る。	韓国



大木 美和さん

四季折々のおいしいフルーツや甲州ワインが大好きです。観光キャンペーンでは、様々な方に甲州市の魅力を、直接お伝え出来る場所がやりがいだと感じています。自然も豊かで素敵な甲州市の魅力を全国、また海外の多くの皆さんに発信したいと思います！



楠 樹里奈さん

東京からほど近く、緑豊かな自然がある甲州市は、訪れる人を和やかな気持ちにさせる力があると思います。また、甲州市に住む皆さんはとても心が温かく、まちに広がるアットホームな雰囲気が好きです。これからも、様々なところで、甲州市のPRをしたいです！



小澤 麻衣さん

勝沼ぶどう郷駅を降りて、美しいぶどう畑が一望できる景観が大好きです。魅力的なワイナリーも多く、神社仏閣など歴史も楽しめる甲州市の魅力を自分の言葉で伝えたいと想い、活動しています。観光に縁遠い人とも一緒に楽しみながら甲州市を元気にしたいです！



topic3 観光に託す夢

観光立市たる誇りを持ち、今後訪れる新たな局面に先手を打つべく取り組む観光施策の柱をご紹介します。3つの基本目標と施策、これに基づく8つの具体的施策を柱として、各種観光施策を展開しています。

地域ブランドの育成

① 観光拠点の整備強化

観光ニーズの変化などを見据え、観光拠点・施設の整備充実を図り、連携を強化します。整備にあたり、行政と民間が連携しながら役割分担を行い、効果的に推進します。

② 市全域のネットワークの構築

市内2次交通網を整備し、周遊観光ルートを構築します。また、ウォーキングルートの新設・見直しを行い、沿道の美化運動や景観整備を行います。滞在型観光への転換を目指し、市内観光圏の形成を推進します。

③ 協働による受け入れ体制の整備

ふるさと教育の充実、各種市民講座の開催、検定制度の導入などを通じ、地域の歴史文化、産業に対する関心を高めていきます。また、地域全体で笑顔とおもてなしの心を醸成します。



質的向上と満足度の向上

④ 文化・芸術の見える交流のまちづくり

歴史文化、伝統的農村文化、各種伝統などは本市の大きな特徴であり重要な観光資源です。地域文化を掘り起こし、再発見し、愛着を持てる観光まちづくりを推進し、来訪者とともに楽しめる「交流・体験型観光」の推進を図ります。

⑤ 広域化・国際化に対応した観光地づくりの推進

2020年東京オリンピックパラリンピックが開催され外国人旅行者の増加が予測されます。本市の魅力、特徴を積極的に海外に向けて発信すると同時に国際化に対応した観光地づくりに取り組みます。

⑥ 新たな観光資源の創出

自然、歴史・文化、産業と多岐にわたる観光資源を利用して、新しい体験型・参加型観光メニューの開発等により、年間を通して本市の魅力を訴求します。常に新しい発想を導入することにより、本市の魅力アップを図ります。

プレゼンス向上

⑦ 効果的なPR活動の強化

情報の入手については、インターネット環境の発達に伴い、必要な時に情報を得るスタイルになっていきます。観光振興を推進する上で、PR活動、情報発信は非常に重要な施策になります。情報の中身はもとより、発信についても効果的な活動を展開します。

⑧ リーダーの創出

観光振興は地域が一体となり主体的に取り組むことが求められています。それぞれ立場の違う方々が連携・協働して積極的に当計画を推進できるように人的ネットワークの構築、人材育成、専門的知識の共有など、人材に焦点をあてた施策を構築します。



“ありがとうを届けたい”

「笑顔で挨拶をする」

「困ったら、気軽に声をかける」

些細なことですが、とても大切なことです。

私たちが、知らないまちに思い馳せ、旅行をしているときに、そのまちの人に親切にされたら、それは、とても嬉しく、忘れることのない楽しい思い出となります。

素敵な観光資源に囲まれたまちで暮らす私たちが、心から、「訪れてくれて、ありがとう」というおもてなしの心で来訪者に接することが出来れば、ここでのしか味わえない感動と人の温もりという何ものにもかえがたい思い出をプレゼントできます。

甲州市の自然、文化、歴史、産業・・・そして、人に惹かれ、国内外から多くの皆さんが何度も訪れるまちを目指す甲州市。

観光という2文字に夢を託し、観光客の皆さんを温かく迎えらるる心を持ち、手を取りあうことができれば、必ず、世界がときめく甲州市の明るい未来が待っています。

特集

世界がときめく甲州

特集終



甲州市観光振興計画の詳細は左のQRコードからご覧ください。



市長 市政報告 甲州市議会6月定例会

平成29年甲州市議会6月定例会は6月9日に開会され、本会議初日、田辺市長が主要事業の進捗状況など市政の概要を述べました。
(要約・抜粋)

甲州市の未来予想図 第2次甲州市総合計画 策定へ

本年度をもって10年の計画期間が終了する「第1次総合計画」について、「甲州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」および「甲州市人口ビジョン」など、各種既存計画との整合性を図りながら、平成30年度から平成39年度を計画期間とした「第2次甲州市総合計画」を、昨年度から2年をかけて、策定へ向け準備を進めています。

ふるさとへの思いが結実 「甲州市ふるさと納税」

昨年度も全国の皆さまから多くのご寄附をいただき、件数で3万7千8百件、金額で6億4千6百万円でありました。本年度も、他自治体との競合もあります。が「ふるさと納税の取り組み」の更なる充実と拡大を図り、地元特産品のPRや販売促進・観光誘致につなげ、地域の活性化を目指します。



ふるさと納税の更なる充実と拡大を図る特設ホームページ

pick up!

日本遺産認定に向けて

市では茨城県牛久市と連携し、ワイン関連施設を主軸とした「明治時代のワイン産業」をテーマに、日本遺産認定に向けた取り組みを進めます。

牛久市には国指定重要文化財「シャトーカミヤ 旧醸造場施設」が所在し、甲州市には「宮光園」をはじめ、ぶどうやワインに関連する豊富な歴史遺産があります。

今後、両市で日本遺産の申請に向けたストーリーの案を作っていくとともに、市民の代表者等による「推進協議会」を立ち上げ、県内初の認定に向けて推進します。

◆「日本遺産」とは？

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として文化庁が認定するものです。ストーリーを語る上で不可欠な、魅力ある有形・無形のさまざまな文化財群を、地域が主体となって、総合的に整備・活用する取り組みを支援しています。



宮光園



シャトーカミヤ旧事務所（茨城県牛久市）



左から、広瀬智徳（国際交流委員長）、古川老大師（恵林寺住職）、田辺市長、ソーアー夫妻（エイムズ市訪問団代表）

国境を越える絆
深まる国際交流の心

6月初旬、エイムズ市の訪問団20名が本市を訪れ、市内各施設での視察や体験、井尻小学校での交流などを行い、ホストファミリーをはじめ、多くの市民との出会いを通じ、交流を深めていただきました。9月には中学生がボーンヌ市を訪れ、異なる文化・習慣を体験し、交流を深めます。また国内交流についても、5月に友好都市である大和市の「大和市民祭り」に参加しました。

ともに輝ける社会へ
男女共同参画推進

「第2次甲州フルーティー夢プラン」を策定し、6月の広報とともに「ダイジェスト版」を全戸に配布しました。今後も、更なる推進のため、各種取り組みを行います。



第2次甲州フルーティ夢プラン

健康長寿を目指して
健康づくり事業／介護保険事業

健康づくりと食育をさらに推進するため、第1次健康増進計画および第2次食育推進計画を1本化させ「総合的な健康づくりの計画」を策定し、平成31年度から新たな計画のもと事業を進めます。

高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきと安心して暮らせることができるよう、平成30年度から平成32年度までの高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画を策定します。

笑顔を育む 子育て支援事業

子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、市では、低所得者世帯・多子世帯等の経済的負担の軽減を図るため、保育料等を軽減する条例改正案を今議会に提出しました。今後も安心して子育てができる甲州市を目指し、切れ目のない支援を行います。

基幹産業を強くする 産業振興事業

「盆地に適応した山梨の複合的果樹農業システム」が、日本農業遺産に初認定され、山本農林水産大臣から認定証を授与されました。今後、農業遺産を活用した農産物のブランド化、観光の推進等、産業振興を進めてまいります。

また、世界農業遺産についても、峡東地域 世界農業遺産推進協議会では、再び認定を目指し調査研究を進めます。

甘草を活用した商品開発について、甘草屋敷内の売店で甘草ブレンドティーおよび入浴剤の試験販売とアンケート調査を実施しました。評価が高く、需要が見込めるお土産品として、販売できるよう検討を進めます。



産前・産後ママのほっとスペースで和やかに育児を語り合う利用者の皆さん



日本農業遺産PRパンフレット



初夏、気持ちよさそうに枝を伸ばすぶどうの枝葉

全国に誇る 甲州市の観光施策

JR東日本「トランススイート四季島」の運行が始まり、日本中から注目を集めています。更なるおもてなしの醸成と訪れていただける滞在型の仕組みを構築しながら、より効果的に各種観光プロモーション活動を展開します。

次代を担う子どもを育てる 学校教育／教育振興基本計画

本年度、国・県の研究指定事業に6校が取り組み、さらに「つながる食育推進事業」、「実践的防災教育推進事業」など9校が新たに指定を受けました。また、「人・自然・ふるさとを愛する甲州市教育」を実現するため、教育基本法や「甲州市総合計画」との整合性を計りながら、「甲州市教育振興基本計画」の見直しを進め、平成30年度から5年間の学校教育、生涯学習の方針を定めます。



真剣に授業を受ける生徒たち

於曽公園リニューアル 塩山駅南北自由通路改修事業

於曽公園を市民の憩いの場として、また災害時の避難場所として使えるよう「安全、安心の確保と地域における災害対応力の向上」を目指し整備します。塩山駅南北自由通路の改修については、和を基調とした、おもてなし空間の整備を行うとともに、築後30年が経過し老朽化が進んでいるため、天井板の耐震化等を実施し、皆さんが安心して利用できるよう整備しました。通路内の有料広告版をデジタル化し、甲州市の情報提供とともに、緊急時の情報発信媒体としても利用できるように整備しました。



改修後の塩山駅南北自由通路と有料広告版

農業を支える 農業基盤整備事業

県営畑地帯総合整備事業日川右岸地区について、平成29年度の工事をもって事業が完成するよう進めています。また、農地、水路、農道等の地域資源の保全管理を行うため、多面的機能支払交付金事業として、平成29年度から平成33年度までの5年間で、新たに塩山地域5地区、勝沼地域4地区の保全会が、地域の方々と協力して農村環境の保全活動や地域資源の向上活動に取り組めます。



基幹産業の農業を支える農道の整備

2020東京オリンピック 事前キャンプ地誘致

フランス共和国ハンドボールチーム関係者との覚書を取り交わし、今後は、本市施設等の視察のため、来訪いただく予定です。

市では、引き続き、誘致の実現に向けて取り組んでまいります。



左からフランス共和国ハンドボール協会 ミシェル・バルボさん、エマニュエル・ムセさん、甲州市アドバイザー上野裕一さん

市長の施政方針 甲州市議会6月定例会

平成29年度 甲州市職員採用試験案内

■試験職種・試験区分・受験資格（年齢・資格・免許要件）・採用予定人数

試験職種 〔一般行政職〕	試験区分		年齢要件	資格・免許要件	採用予定人数
一般事務 〔一般行政事務に従事します〕	行政職	上級	昭和59年4月2日以降に生まれた方	学校教育法による4年制大学を卒業した方（卒業見込みを含む）、またはこれと同程度の学力を有する方	5名程度
		初級	昭和59年4月2日以降に生まれた方	行政職（上級）に該当しない方で、学校教育法による高等学校を卒業した方（卒業見込みを含む）、またはこれと同程度の学力を有する方	
	身体障害者	上記区分	上記の行政職の区分による	上記の行政職の区分による次の全ての要件を満たす方 ・自力による通勤ができ、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能な方 ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・活字印刷文による出題に対応できる方	
資格・免許職等 〔試験区分ごとの専門業務および一般行政事務に従事します〕	土木職（上級）Ⅰ		昭和59年4月2日以降に生まれた方	学校教育法による4年制大学を卒業した方（卒業見込みを含む）、またはこれと同程度の学力を有する方で、土木の専門課程を専攻している方	2名程度
	土木職（上級）Ⅱ		昭和47年4月2日以降に生まれた方	上記土木職（上級）Ⅰに該当する方で、次の条件を両方満たす方 ○1級土木施工管理技士の資格を有する方 ○民間企業等における職務経験が5年間以上ある方（平成29年4月1日現在）	
	保健師		昭和47年4月2日以降に生まれた方	保健師免許を有する方、または平成30年3月31日までに取得見込みの方	2名程度
	保育士		昭和59年4月2日以降に生まれた方	保育士資格を有する方、または平成30年3月31日までに資格取得見込みの方	1名程度
	社会福祉士		昭和59年4月2日以降に生まれた方	社会福祉士資格と精神保健福祉士資格の両方を有する方、または平成30年3月31日までに両方の資格を取得見込みの方	1名程度

■住所要件【試験区分 行政職、身体障害者、保育士および社会福祉士】

甲州市内在住者または採用時に甲州市内に居住（住民登録）することが可能な方。

- * 現在、修学（就職）のため甲州市内に在住していないが、卒業後（採用時）再び甲州市内に居住（住民登録）する方を含む。

■試験日および試験会場

第一次試験 9月17日（日）午前8時30分～
（受付 午前8時～8時15分）

第二次試験 第一次試験合格者に通知します
甲州市役所本庁舎（甲州市塩山上於曽1085番地1）

■試験科目

第一次試験：教養試験、専門試験（職種ごと）、
職場適応性検査

第二次試験：小論文（作文）、面接

- * 専門試験は行政職（初級）、身体障害者（初級）および土木職（上級）Ⅱはありません。

■試験案内配布期間

7月24日（月）から8月18日（金）までの間、
総務課人事担当にて試験案内（申込書等）を配布します。
郵送にて請求される方は、封筒の表に「職員

採用試験申込用紙請求」と朱書きし、140円切手を貼った返信用封筒（A4が入る大きさ）を同封してください。

なお、試験申込書および受験票は甲州市のホームページからも取得できます。

■受験申込手続

受験申込は以下のいずれかの方法となります。

①持参または郵送の場合

8月1日（火）から8月18日（金）までに総務課人事担当に申込書および受験票を提出してください。
郵送の場合は受験票に62円切手をはり、封筒には「採用試験申込」と朱書きし、必ず書留郵便にしてください。

* 土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

②インターネットの場合

「やまなしくらしねっと」から行なうことができますので、詳細は甲州市のホームページをご確認ください。

◆郵送先・お問い合わせ先

〒404 - 8501 甲州市塩山上於曽1085番地1
甲州市役所 総務課 人事担当
☎32 - 2111（内225・226）

後期高齢者医療被保険者証 7月下旬に簡易書留で郵送します

「後期高齢者医療制度」は、75歳以上のすべての方と65歳以上で一定の障がいのある方を対象としている「医療制度」です。この制度は、都道府県単位で「山梨県後期高齢者医療広域連合」が運営しています。

有効期限が平成30年7月31日（火）の新しい後期高齢者医療被保険者証が簡易書留で交付されます。色は薄紫色となります。

この新しい被保険者証は届いた日から使用できます。ただし、平成28年度までの後期高齢者医療保険料を完納されていない方は、有効期限が短いものとなる場合もあります。

現在お使いの被保険者証は、8月以降は使用できません。古い被保険者証については個人情報に記載されていますので、裁断するなどして廃棄してください。

なお、「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方には、被保険者証とは別に、同じ時期に新しいものを普通郵便で郵送します。

※長期に入院されている皆さまへ

区分Ⅱの限度額適用・標準負担額減額認定証が交付された方で、過去12ヶ月で入院日数が90日（区分Ⅱの限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けていた期間に限る）を超える場合には、入院日数のわかる病院の請求書・領収書等を添えて再度申請をすることで申請日以降の入院時の食事代が減額されます。

平成29年度後期高齢者医療保険料

7月中旬に平成29年度後期高齢者医療保険料決定通知書および納入通知書を郵送します。平成29年度の保険料は平成28年中の所得に基づいて算定され、平成29年4月から翌年3月までの1年間分を納めていただきます。

■保険料の算定方法について

均等割額 40,490円	+	所得割額 (所得 - 33万円) × 7.86%	=	保険料 (10円未満切り捨て)
-----------------	---	-----------------------------	---	--------------------

※世帯の所得に応じて、軽減措置があります。※保険料はすべての被保険者一人ひとりが、個人単位で納めます。

◆均等割軽減 同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額等に応じて軽減されます。

軽減割合	判定方法	軽減額	軽減後均等割額
9割軽減	基礎控除額33万円を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他の所得がない）の世帯	36,441円	4,049円
8.5割軽減	基礎控除額33万円を超えない世帯	34,416円	6,074円
5割軽減	「基礎控除額33万円 + 27万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯	20,245円	20,245円
2割軽減	「基礎控除額33万円 + 49万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯	8,098円	32,392円

※平成29年度から均等割5割軽減と2割軽減の対象が拡大されました。

※公的年金を受給されている方は、均等割軽減判定時に15万円が控除されます。

◆所得割軽減 基礎控除額33万円控除後の総所得金額が58万円以下の方は、所得割を2割軽減します。

※平成28年度までは特例的に5割軽減されていましたが、29年度は2割軽減となります。

◆被用者保険の被扶養者に対する7割軽減

被用者保険の被扶養者であった方は、均等割が7割軽減され、所得割は課せられません。

※平成28年度までは特例的に9割軽減されていましたが、29年度は7割軽減となります。

ただし、世帯の所得が低い方は均等割の軽減（9割・8.5割軽減）が受けられます。

■保険料納付方法

◎特別徴収（年金から直接天引き）の方は、10月以降（12月、翌年2月）に天引きとなります。また翌年度4月以降の仮徴収額は、2月時の額と同額になります。既に仮徴収されている方は、本算定された年額から4・6・8月に納めていただいた金額を控除した差額が10・12・翌年2月の3回に分けて天引きとなります。

◎普通徴収（納付書により直接金融機関等で納める方あるいは口座振替を申請された場合）の方は、納期は年8回（7月から翌年2月まで毎月）となります。口座振替の方は、記載された納期限に口座から引き落としいたします。納付書が同封されている方は、納付書での納付をお願いします。口座振替へ変更を希望される場合は、金融機関にて手続きをお願いいたします（通帳、お届け印持参）。また、各納期限までに納付がない場合には、翌月20日頃に督促状がお手元に届きますので、ご了承ください。

※所得や世帯構成等に変更があった場合、特別徴収の方も一時的に普通徴収となることがあります。必ず決定通知書をご確認いただき、納付書が同封されている場合は納付書にて納付をお願いします。

◆お問い合わせ先 国保年金課 国保・年金担当 ☎32 - 2111（内112～114）

国民健康保険は、病気やケガの時などに、お互いに助け合うための制度であり、皆さんからの国民健康保険税で支えられています。近年の高齢化に伴う生活習慣病などの増加、医学医療技術の高度化などにより医療費は増加しています。市では予防医療を推進し医療費の削減に努めておりますが、お互いに助け合い、支え合う国民健康保険制度と税負担へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

＜国民健康保険税の算定＞

国民健康保険税は、「医療保険分」「後期高齢者支援分」、「介護保険分（40～64歳の方）」を年齢に応じて負担していただくものです。

次の4つの計算方法の組み合わせで、一世帯あたりの国民健康保険税の額が決まります。

国民健康保険税 各税率		平成29年度		
		医療分	支援分	介護分
所得割	前年の所得に応じて計算される額 (総所得 - 33万円) × 税率	7.48%	0.60%	1.10%
資産割	固定資産税に応じて計算される額 (都市計画税を除く)	25.00%	4.50%	7.40%
均等割	世帯の加入者数に応じて計算される額	26,000円	8,000円	7,300円
平等割	1世帯につき、計算される額	27,500円	8,000円	4,500円
上限額	年間の各分の最高限度額	54万円	19万円	16万円

＜注意点＞

- ・年度の途中で国民健康保険に加入した世帯については、加入した月から月割で課税されます。また、甲州市国民健康保険の資格を喪失した世帯については、喪失した日の属する月の前月分までが月割で課税されます。なお、世帯に属する被保険者の異動についても同様に月割で課税されます。
- ・年度の途中で65歳になられる方は、65歳になる前月までの国民健康保険税の介護保険分が、年度末までの納期に分けて課税されます。

＜所得が一定以下の世帯に対する軽減制度＞

所得が一定以下の世帯については、税負担を考慮し税額を減額する（税負担を軽くする）制度があります。
※世帯主や国民健康保険加入者の方で、前年中の所得の申告をされていない方がいる世帯では軽減が受けられませんのでご注意ください。

※軽減対象表※

※特定同一世帯所属者……国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方をいいます。

軽減判定所得額 (世帯主、被保険者および特定同一世帯所属者の所得の合計額)	減額内容 (均等割、平等割)	減額を受ける方法
世帯の所得の合計額が33万円以下の世帯	7割減額	申請などの手続きは必要なく、該当となる世帯主様には、あらかじめ7割、5割、2割を減額した額の納付書を郵送いたします。
世帯の所得の合計額が33万円 + 27万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下の世帯	5割減額	
世帯の所得の合計額が33万円 + 49万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下の世帯	2割減額	

後期高齢者医療制度への移行に伴う軽減制度

世帯内に後期高齢者医療制度へ移行する方がいる場合、次の措置を受けることができます。

① 保険税の軽減を判定する際に、後期高齢者医療制度への移行により世帯の国保加入者が減少しても、移行後5年間は移行した方の人数および所得を含めて判定する措置がとられていますが、平成25年度の税制改正によりこれが恒久化されました。

② 後期高齢者医療制度への移行により単身世帯（特定世帯）となる場合は、移行後5年間は平等割（介護分を除く）を1/2軽減する措置がとられています。また、平成25年度の税制改正によりその後3年間は1/4を減額する措置が講じられました。

③ 社会保険から後期高齢者医療制度に移行することに伴い、その扶養家族である被扶養者の方（65～74歳）が新たに国民健康保険に加入する場合に、申請により当分の間、所得割・資産割については全額免除、均等割については半額になります。また、世帯の国保加入者が被扶養者の方のみの場合には平等割についても半額になります。

倒産や解雇などで離職された方への軽減制度

倒産や解雇などで離職された方（非自発的失業者）の国民健康保険税および高額療養費の自己負担限度額を申請により軽減する制度を実施しています。

■対象となる方（次の条件に全て当てはまる方）

① 離職日の時点で65歳未満の方

② 雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職）または、特定理由離職者（雇止めなどによる離職）の方

■軽減対象期間

離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末までとなります。軽減期間内に勤務先の健康保険に加入するなど、国民健康保険を脱退したときはその時点で終了します。

■軽減制度の内容

国民健康保険税の算定および高額療養費の所得区分の判定で、対象者の前年給与所得を100分の30として算定します。

■申請に必要なもの

- ・国民健康保険税軽減申請書
- ・印鑑
- ・雇用保険受給資格者証
- ・資格喪失証明書等（新たに国民健康保険に加入する方のみ）

◆お問い合わせ先 ☎32・21111（代）

★制度、手続等 ↓ 国保年金課 国保・年金担当（内113）

★税の賦課・算定の方法等 ↓ 税務課 市民税担当（内184・186）

国民健康保険高齢受給者証を郵送します

○市国保加入者で70歳から74歳までの方に、高齢受給者証の更新（負担割合の見直し）に伴い、新しい負担割合を記載した「国民健康保険高齢受給者証」を7月中旬に書留郵便で送付します。有効期限の切れた高齢受給者証については、個人情報記載されていますので、細かく裁断するなどして廃棄してください。

○医療機関等を受診の際は、必ず被保険者証と一緒に、高齢受給者証を窓口で提示してください。
○新たに70歳となられる方には、誕生月（1日生まれの方は前月）に高齢受給者証を郵送します（申請は不要です）。誕生月の翌月（1日生まれの方は当月）から高齢受給者証をご利用いただけます。

一部負担金の割合（医療機関の窓口でお支払いただく医療費の自己負担割合）

同じ世帯の70歳から74歳までの国保加入者の住民税課税標準所得（※1）によって、次の表のとおり判定されます。

【住民税課税標準所得による判定基準】

判定基準	負担割合
現役並み所得者以外	1割（昭和19年4月1日以前生まれの方）
	2割（昭和19年4月2日以降生まれの方）
現役並み所得者（住民税課税標準所得145万円以上）	3割

※1. 住民税課税標準所得とは・・・前年中の給与や年金等全ての所得金額から、配偶者控除や社会保険料控除などの各種控除を差し引いた、市・県民税を計算するものとなる額です。

3割負担の方の申請による再判定

収入が基準以下の場合 住民税課税標準所得による判定で負担割合が3割となった場合でも、収入額（必要経費を控除する前）が次に該当する場合、申請により一部負担金の割合が1割または2割になります。

【収入額による判定基準】

世帯構成	収入額
70歳以上の国保加入者が1人の世帯	383万円未満
70歳以上の国保加入者が2人以上いる世帯	520万円未満（対象の方の合計額）
70～74歳の国保被保険者の方が1人の世帯で、同一世帯に国保から後期高齢者医療制度へ移行した方がいる世帯	520万円未満（対象の方の合計額）

※対象者には、高齢受給者証と一緒に基準収入額適用申請書を郵送しますので、必ず申請書の提出をお願いします。

◎高齢受給者証の有効期限について

高齢受給者証は毎年8月に更新され、翌年7月31日（年度途中で該当の方は該当月から最初の7月31日）までが有効期限となります。ただし、75歳になる方の有効期限は、75歳の誕生日の前日までです。誕生日からは国民健康保険に代わって後期高齢者医療制度に加入することになります。また、有効期限内に、国保資格の異動や所得の修正などがあった場合には、一部負担金の割合を再判定します。

限度額が変わります！ 70歳以上の方の高額療養費

8月から、70歳以上の国民健康保険被保険者および後期高齢者医療被保険者の方の高額療養費自己負担限度額が変更になります。高額療養費とは、一ヶ月（同じ月内）の医療費の自己負担が限度額を超えた場合、限度額を超えた分が支給される制度です。なお、70歳以上の低所得の方、70歳未満の方の自己負担限度額に変更はありません。

○70歳以上の方の所得区分について

【現役並み所得者】

国保被保険者の場合、課税所得145万円以上の70歳～74歳の方が同じ世帯にいる方。後期高齢者医療被保険者の場合、課税所得145万円以上の後期高齢者医療被保険者が同じ世帯にいる方。

【一般】現役並み所得者、低所得のいずれにも該当しない方。

【低所得Ⅱ】住民税非課税世帯で、低所得Ⅰに該当しない方。

【低所得Ⅰ】住民税非課税世帯で、世帯全員の所得が0円となる方（公的年金の所得は控除額を80万円として計算）。

【平成29年7月まで】

所得区分	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者	44,400円	80,100円＋ （総医療費－267,000円） ×1% <多数回該当：44,400円>
一般	12,000円	44,400円
低所得	Ⅱ 8,000円 Ⅰ	24,600円
		15,000円

※多数回該当とは、過去12ヶ月に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の、4回目から適用される限度額です。

【平成29年8月から】

所得区分	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者	57,600円	80,100円＋ （総医療費－267,000円） ×1% <多数回該当：44,400円>
一般	14,000円 （年間上限14.4万円）	57,600円 <多数回該当：44,400円>
低所得	Ⅱ 8,000円 Ⅰ	24,600円
		15,000円

第64回甲州市かつぬまぶどうまつり 参加者大募集!

開催決定

10月7日(土)

勝沼中央公園広場

今年のぶどうまつりは、10月7日(土)に開催します。

実行委員会では、まつりの気運を高め、住民参加のまつりとなるよう、『護摩木積みボランティア』『ステージイベント出演者』『出店希望者』『聖火隊本隊先導ランナー』を募集します。

◎護摩木積みボランティア

ぶどうまつりのメインである鳥居焼きの準備で、柏尾山の南斜面に護摩木を積み上げる作業です。小学校高学年の方から参加できます。軍手および簡単な朝食を用意いたします。

【実施日】9月17日(日) 午前7時30分～10時頃 ※小雨決行

【予備日】9月24日(日) ※終了時間は参加者の人数により前後します。

◎ステージイベント参加希望者

今まで参加していただいた方(団体)はもちろん、サークル・クラブ等で日ごろの成果を発揮する場として、ステージに出演してみたい方(団体)を募集します。

【実施日】10月7日(土) ※まつり当日

【注意事項】希望者多数の場合は、実行委員会決定させていただきます。

②カラオケはご遠慮願います。

◎出店希望者

会場内のおまつり広場へ、地域の特産品、特産物を原料にした加工品などの販売等の出店を希望する市内で活動、営業している団体および個人を募集します。

【実施日】10月7日(土) ※まつり当日

【注意事項】

①出店料として3万円をいただきます。
②テント(1張・机(2台)・イス(4脚)は用意しますが、燃料・電源・必要な備品等は出店団体でご用意ください。

③「出店申請書」の提出を要します。申請書は、市のホームページからダウンロードしていただくか、もしくは観光交流課にあります。

④希望者多数の場合は、実行委員会決定します。

⑤イベントにふさわしくないとと思われる団体および個人の出店はお断りさせていただきます。

させていただきます。

◎聖火隊本隊先導ランナー

中央公園広場から、柏尾山の鳥居焼きまで聖火隊本隊を先導していただくランナーを募集します。

【実施日】10月7日(土) ※まつり当日

【注意事項】

①募集人員は若干名で、年齢は19歳以上とします。
②希望者多数の場合は、実行委員会決定します。

■全募集の申込締切 7月21日(金)

◆申し込み・お問い合わせ先
甲州市塩山上於曾1085・1
第64回甲州市かつぬまぶどうまつり
実行委員会事務局(観光交流課内)
☎32・10000

第8回 甲州フルーツマラソン大会 模擬店出店募集!

■日 時 10月22日(日)
午前7時30分～午後4時

■注意事項

- ①出店料 40,000円(ただし、市内の団体および個人は、20,000円)
- ②テント(1張)、机(2脚)、イス(3脚)は用意します。
※電源は各自でご用意ください。
- ③出店申請書等を提出してください。申請書等は市のホームページからダウンロード、または、観光交流課に常置してあります。
- ④希望者多数の場合は、抽選により決定します。
- ⑤イベントにふさわしくないとと思われる団体および個人の出店はお断りします。

■申込期間 7月3日(月)～21日(金)

◆申し込み・お問い合わせ先

甲州フルーツマラソン大会実行委員会事務局
(観光交流課内)

☎32-5000 FAX32-5174

甲州フルーツマラソン大会公式ホームページ

<http://www.koshu-fruit-marathon.jp/>

甲州市ホームページ

<http://www.city.koshu.yamanashi.jp/>

ご紹介します！ 高齢者を支える 在宅医療と介護サービス

介護が必要になったときにどこで過ごしたいですか？

介護保険制度を利用していない65歳以上の方に行ったアンケートでは、約65%の方が在宅で介護を受けることを望んでいます。

高齢になると、生活習慣病などの持病を管理しながら生活している方が多く、在宅で安心して暮らすためには、医療と介護の連携が大切です。

市では、住み慣れた自宅や地域で安心して暮らせることを目指し、医療と介護の連携を推進しています。

この度、在宅生活を支える市内の医療機関（訪問してくれる診療所や歯科医院）や介護サービス事業所の情報を一冊にまとめました。

ご希望の方は、介護支援課窓口、または勝沼・大和支所窓口で配布しています。

◆お問い合わせ先

地域包括支援センター（介護支援課内） ☎ 32 - 5600



基準が変わります 高額介護（予防） サービス費

（平成29年8月から）

・高額介護（予防）サービス費は月々の介護サービス費の利用者負担額（1割または2割）の合計が高額になり、世帯合計または個人で自己負担限度額を超えた場合に、超えた分が「高額サービス費」として後から給付され、負担が軽くなります。

・負担限度額の上限は、被保険者・世帯の所得に応じて設定します。
【見直し内容】

・「世帯のどなたかが市民税を課税されている方」の自己負担限度額が3万7200円から4万4400円に引き上げられます。

・1割負担者のみの世帯については、過大な負担とならないよう、年間44万6400円（3万7200円×12）の上限が設けられます。（3年間の時限措置）

自己負担額の限度額（月額）

区分	限度額 (平成29年7月まで)	限度額 (平成29年8月から)
現役並み所得者相当 ^(※) の方がいる世帯の方	4万4400円 (世帯)	4万4400円 (世帯)
世帯のどなたかが市民税を課税されている方	3万7200円 (世帯)	4万4400円 (世帯) + 年間上限額の設定（1割負担者のみの世帯）
世帯の全員が市民税を課税されていない方	2万4600円 (世帯)	2万4600円 (世帯)
・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	2万4600円 (世帯)	2万4600円 (世帯)
	1万5000円 (個人)	1万5000円 (個人)
生活保護を受給している方等	1万5000円 (個人)	1万5000円 (個人)

※世帯内に課税所得145万円以上の被保険者がいる場合であって、世帯年収520万円以上（単身世帯の場合は383万円以上）

◆お問い合わせ先 介護支援課 介護保険担当

☎ 32 - 2111（内142）



友好都市 エイズ市訪問団 甲州市の地域文化に触れる

6月2日から6日間、国際友好都市アメリカ合衆国アイオワ州エイズ市訪問団の皆さんは、甲州市を訪れました。10代から60代の20名の訪問団は、滞在期間中、恵林寺や栖雲寺を巡り、坐禅や茶道を体験したり素晴らしい庭園を鑑賞しました。井尻小学校では、書道やソーラン節を児童と共に楽しむなど、児童との交流はもちろん、地域文化や歴史、日本伝統文化にも触れ、とても感銘を受けていました。また、ホストファミリーをはじめ、多くの方との出会い、体験を通じて国際交流の素晴らしさを改めて感じ、無事帰国の途につきました。



父の日 市内園児が市役所へ

塩山愛育園（写真左）と赤尾保育園（写真右）の園児たちは、父の日にあわせて、田辺市長を訪問しました。園児たちは「市長さんいつもありがとうございます！」と元気よく挨拶し、両日とも手作りの貼り絵を市長に手渡しました。田辺市長は「皆さんが元気にいっぱい遊ぶように頑張ります」と笑顔であいさつをしました。

プレゼントされた手作りの貼り絵は、市役所本庁舎2階政策秘書課前に展示しています。



ワインの品質審査会

6月7日、14日、産業振興課は、市内ワイナリーが醸造した、ワインの品質審査会を行いました。

今回の審査会ではワイナリー27社が醸造した177点（白89・赤61・ロゼ17・スパークリング10）のワインが出品。学識関係者などが、味や香りなどを評価し、166点が基準を満たし合格しました。

合格したワインは、市の推奨ワインとして勝沼ぶどうの丘で販売をします。



ヴァンフォーレ甲府 甲州市サンクスデー

6月17日、「ヴァンフォーレ甲府V S 柏レイソル」の試合が甲州市サンクスデーとして行われました。甲州市はサポーターとして、市内のスポーツ少年団や塩山中学校サッカー部がエスコートキッズ、フェアプレイフラッグ、ボールパーソンを担当して運営に参加しました。また、田辺市長から両チームへ特産品を贈呈するなど、甲州市を大いにPRしました。



情報

税務課資産税担当からのお願い

☑固定資産税は基準日となる毎年1月1日に土地・家屋・償却資産を所有する方に納税していただく税金です。

●家屋の取り壊し届け（家屋現況申告書）の提出について

今まで建っていた家屋の全部または一部を取り壊した場合、その年内中に税務課に届出をお願いします。届出のあった家屋は、現地調査・確認の上、翌年からの取り壊し部分が課税対象外となります。

●家屋調査へのご協力を・・・

家屋を新築・増築された場合は、市の職員が家屋資産評価のため、ご自宅へ伺います。調査の日程は事前に確認してから、お問い合わせしますので、ご理解、ご協力をお願いします。

●太陽光発電設備に係る固定資産税（償却資産）の申告について

太陽光発電設備は、固定資産税（償却資産）の対象となる場合があります。毎年1月末までに償却資産の所有状況を申告していただく必要があります。

りますので、太陽光発電設備を設置された際にはお問い合わせください。

☎税務課 資産税担当

☎32・2111（内181・183）

☎勝沼支所 地域振興担当

☎44・1111

☎大和支所 地域振興担当

☎48・2111

戸籍謄本等を請求の際はご注意ください

☑戸籍謄本等を請求できる方は、戸籍に記載されている方、その配偶者または直系の親族となります。それ以外の方は、正当な理由がある場合に限り、戸籍謄本等を請求できる場合があります。（請求理由を明らかにできる書類の提示が必要です。）

また、代理の方が請求する際には、委任状が必要になります。

※委任状の様式は窓口等でお渡ししています。

また、窓口に来庁される方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等の写真付の公的な身分証明書または、健康保険証等）が必要ですので、ご提示の協力をお願いします。ご不明な点がありましたら、市民課までお問い合わせください。

☎市民課 住民記録・戸籍担当

☎32・2111

☎（内102・105）

法定相続情報証明制度スタートしました

☑5月29日から、全国の法務局において、各種相続手続に利用することができ「法定相続情報証明制度」がスタートしました。

この制度により、相続人から法務局に対して、法定相続情報証明の申し出を行うと、登記官の証明文付きの「法定相続情報一覧図の写し」を無料で交付します。この「法定相続情報一覧図の写し」を利用することにより、不動産の相続登記だけでなく、金融機関等における預金の払い戻しや保険金請求などの相続手続きにおいても利用できます。そのため、相続手続きごとくに戸籍謄本を再発行する必要がなくなり、相続人の負担が軽減されます。

詳しい内容は、法務局HPをご覧ください。（<http://hounkyoku.go.jp/kofu>）

☎甲府地方法務局

☎055・252・7186

水道メーターを交換します

☑市では、毎年、計量法に基づき水道メーターを無料で交換しています。該当するご家庭には、市が委託した水道事業協会の係員が伺います。敷地内に立ち入り、交換作業を行いますので、ご協力をお願いします。

☎メーター交換対象となるご家庭に

は、事前に「水道メーターの交換について」という文書を郵送してお知らせします。

☎7月～8月の間

☎委託業者

甲州市水道事業協力会19社（順不同）
（有）橋田総合サービス、（有）秋山設備、
塩山ヒタチ商会、（有）大藤建設、第一設備（株）、トミザワ設備、（有）早川工業、（有）田中設備工業所、（有）早川建材設備、平間工業所、広瀬水道建設（有）、（有）堀内設備、三科設備、（有）岩間商興、（有）エース、内藤設備、三森建設（株）、（有）ライフ興産、（株）平成設備

☎水道課 総務担当

☎32・5077

献血にご協力をお願いします

☎7月25日（火）

☎午前9時30分～11時30分

☎午後12時30分～3時30分

☎市役所本庁舎 東側駐車場

●当日服用していても献血してよい対象薬

ビタミン剤・血圧の薬・花粉症の薬・胃腸薬・高脂血症治療薬

※ほかにも服薬されている薬の種類など、献血にご協力いただけるかの判断は、当日に検診医が最終的な判断を行います。

●お願い

※輸血用血液の安全対策として、本人確認のできるもの（運転免許証等）をご持参ください。

☎健康増進課 健康企画・医療担当

☎32・5014

気をつけましょう

熱中症は予防が大切です

☑熱中症の発生は7～8月がピークとなります。重症化すると死に至ることもあるため、正しい予防方法を知り、普段から気をつけることで防ぐことができます。

●こんな日は熱中症に注意

①気温、湿度が高い

②風が弱い

③急に暑くなった日、活動の初日

●熱中症の予防法

①水分はこまめに取り、たくさん汗をかいたら塩分の補給をすること
※のどの渴きを感じなくても、こまめな水分補給をすること。
※子どもや高齢者は、脱水状態になりやすい。

②暑さを避けること

※出来るだけ暑い時間帯は外出を控えましょう。
※外出時は日傘や帽子を着用し、通気性が良く吸湿性・速乾性のある衣服を着用しましょう。

③室内にいる時も注意が必要
※エアコン・扇風機を使い室内の温度調整をすることや、遮光カーテン・すだれ・水打ちなどを利用しましょう。

④急に暑くなった日は、特に注意しましょう。

●高齢者の注意点

①温度に対する感覚機能が低下しているため、室内でも熱中症になることがあります。

②室内に温度計をおき、こまめに水分補給をしましょう。

●幼児の注意点

①幼児は体温調節機能が十分発達していないため、特に注意が必要で

②晴れた日には、地面に近いほど気温が高くなるため、幼児は大人以上に熱い環境にいます。

●熱中症が疑われる人を見かけたら

①涼しい場所へ避難させる。

②衣服をゆるめ、身体を冷やす。

※特に首のまわり、脇の下、足の付け根など

③水分、塩分、経口補水液などを補給する。

※水分を自力で摂取できない、意識がない場合などは、すぐに救急車を呼びましょう。

☎健康増進課 健康企画・医療担当
32・50014

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

☑平成29年4月分から平成30年3月分までの国民年金保険料は、月額16,490円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカード等を利用した納付やインターネット等を利用した納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけではなく、納付義務のある方(※)の財産を差し押さえることがあります。

ますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除される制度や猶予される制度がありますので、市役所国保年金課へご相談ください。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主になります。

●保険料・納付に関すること

☎日本年金機構 甲府年金事務所
055・252・1431

●保険料の免除・猶予に関すること

☎国保年金課 国保・年金担当
32・2111(内113・114)

国保年金課から健診のお知らせ

☑市国保人間ドック費用助成は定員に達しました。市国保人間ドックを希望で、費用助成のお申し込みをされていない方は、総合健診・個別医療機関健診をお申し込みください。

☎国保年金課 保健事業担当
34・5436

平成29年4月の医療費

医療費全体 2億5,743万円
(前年同月比 △4,053万円)
1人当たりの医療費 26,542円
(前年同月比 △2,649円)
【国保連 診療報酬請求額基準】

☎国保年金課 保険事業担当
34・5436

年金機構の
黄色の封筒が届いた方は
年金が受け取れます
今すぐ
予約のお電話を！

日本年金機構[ねんきんダイヤル]
0570-05-1165(いい老後)



人も、会社も、もっと元気に！

中退共済制度
CHU小企業退職金共済制度

- ◆掛金の一部を国が助成
- ◆掛金は全額非課税。手数料も不要
- ◆外部積立型なので管理が簡単
- ◆パートさんの加入もOK



詳しくはホームページへ

中退共 検索

(独) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

☒：日付 ☎：時間 📍：場所 💰：料金 👤：対象 📄：内容 📁：持ち物 🏠：休館 🗨️：問合せ

要予約

同じ障害を持つ相談員

ピアカウンセラーによる相談

●視覚 石原テル氏 ☎33・2489
 ●聴覚 遠藤養蔵氏 FAX33・9192
 ●肢体 羽村千鶴氏 (肢体) ☎32・1224
 中村安孝氏 (脳原性) ☎44・2240

●知的障害児保護者

田中美津江氏 ☎32・3120

●知的

雨宮さつき氏 ☎32・0285
 ※相談日・時間帯について、また来所できない方についてもご相談ください。

↑福岡あんしん相談センター

☎32・0285 FAX33・2307

平成29年度

交通災害共済加入受付中

加入者が交通災害にあった場合に被害の程度によって見舞金をお支払いする相互救済の制度です。

●掛金 年間500円

●共済期間

平成29年4月1日(中途加入の場合)
 合は、その翌日(平成30年3月31日)

市内在住の方
 市民課 市民生活担当

☎32・5068

勝沼支所 ☎44・1111
 大和支所 ☎48・2111

要予約

身体障害者巡回相談

山梨県障害者相談所では、肢体が不自由な方を中心とした医学的判定、義肢、車いす等の補装具の相談、身体障害全般に関する相談会を開催します。

7月12日(水) ☎午前10時～正午

(受付は午前11時30分まで)

市役所本庁舎 2階 第1会議室
 山梨県障害者相談所
 身体障害者相談スタッフ

☎055・254・8672
 FAX055・254・8675

無料・要予約

もの忘れ相談

7月21日(金) ☎午後3時～
 7月18日(火) までにお申し込みください。

↑市役所本庁舎 1階

市民会議室B

↑甲州市地域包括支援センター

(介護支援課内)

☎32・5600

要予約

障害者生活支援相談

水曜日(午後5時15分～7時)

7月5日、12日、19日、26日

土曜日(午後1時～午後4時)

7月1日、8日、15日、22日、29日

↑福岡あんしん相談センター
 ☎32・0285 FAX33・2307

要予約

こころの専門相談

[精神科医師による相談]

7月12日(水)

☎午後2時30分～4時30分

●締切日 7月5日(水)

[臨床発達心理士による相談]

毎月第1・第3火曜日

☎午前中

↑福岡あんしん相談センター
 ☎32・0285 FAX33・2307

障害者陶芸教室

7月11日(火)

☎午後1時～

●定員 10名程度

●材料費 100円

↑福岡あんしん相談センター

☎32・0285 FAX33・2307

要予約

無料法律相談

7月18日(火)

☎午後1時30分～4時30分

↑市役所本庁舎 2階 第2会議室

市内在住の方

●定員 6名(1名30分以内)

※7月5日(水) 午前8時30分から

予約を受け付けます。

※なるべく多くの方に相談機会を設けるため、回数を制限させていた

だく場合があります。

市市民課 市民生活担当

☎32・5068

予約不要・無料

合同相談

行政、人権、家庭のことでお悩みの方は、ご利用ください。

7月13日(木)

☎午後1時30分～3時

↑市役所本庁舎 2階 第1会議室

市内在住の方

市市民課 市民生活担当

☎32・5068

予約不要・無料

勝沼・大和地域行政相談

行政に関わることでお悩みの方は、ご利用ください。

7月21日(金)

☎午後1時30分～3時

↑勝沼防災センター 2階 会議室A

市内在住の方

市市民課 市民生活担当

☎32・5068

ボランティア相談窓口

7月18日(火)

☎午後1時30分～3時30分

※毎月第3火曜日開設予定

↑ボランティア連絡協議会事務所

(市役所地下1階)

☎050・8002・5122

(開設日のみ)

↑甲州市社会福祉協議会

☎44・2612

第20回山梨県障害者文化展 作品募集

●募集期間

7月14日(金)～25日(火)

●県内に居住する在宅の障害を有する方

●作品内容

手芸、絵画、書道、文芸(詩、俳句、川柳、作文など)、工芸、陶芸などの作品

※お一人一作品まで。

※入院、入所されている方、特別支援学校の方は、病院、施設、学校への申し込みとなります。

●福祉課障害福祉担当

☎32・5067

●展示期間

8月31日(木)～9月4日(月)

☎午前10時～午後7時

※最終日は正午まで

▲山交百貨店 5階 催事場

●社会福祉法人

山梨県障害者福祉協会

☎055・252・0100

FAX 055・251・3344

戦没者遺児による 慰霊友好親善事業

●日本遺族会では、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。

同事業は、厚生労働省から委託・補助を受け実施しており、先の大戦で父を亡くした戦没者の遺児を対象として、父の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、

同地域の住民と友好親善を図ることを目的としています。

参加費は一律10万円ですが、3万円の県費補助があります。

●実施地域

次の地域で実施予定です。

旧満州、旧ソ連、モンゴル、西部ニューギニア、マリアナ諸島、東部ニューギニア、トラック・パラオ諸島、北ボルネオ・マレー半島、フィリピン、ソロモン諸島、ミャンマー、台湾・バシール海峡、中国、ビスマーク諸島、マーシャル・ギルバート諸島

●一般財団法人 山梨県遺族会
☎055・252・7664

介護慰労金を支給します

●寝たきり高齢者、または認知症高齢者を在宅で介護している方に、介護慰労金を支給します。

●対象者

- ・市内在住の介護者
 - ・平成29年4月1日から過去1年間にわたり、寝たきりまたは認知症である高齢者と同居しており、介護保険サービスを受けていなかった高齢者を、1年間を通して常時介護した介護者
 - ※年間1週間程度のショートステイ利用、3ヶ月以内の入院は、常時介護してきたものとみなします。
 - ・寝たきり高齢者
 - ・要介護4・5または相当の状態にある高齢者
 - ・認知症高齢者
- 次の①と②の両方の条件を満たす

① 高齢者

① 認知症の状況
次に掲げる項目に1つ以上該当すること。

- (1) 最近の出来事が分からない。
- (2) 時々自分の部屋がどこにあるか分からない。

② 問題行動の状況

《a》の項目に1つ以上または《b》の項目に2つ以上該当すること。

《a》

- (1) 他人に暴力をふるう
- (2) 自殺を図る
- (3) 火を常にもてあそぶ
- (4) 屋外をあてもなく歩きまわる
- (5) いつも興奮している
- (6) 夜間に大声を出して家族を起こす
- (7) 糞尿をもてあそぶ
- (8) 便を食べてしまう
- (9) 常に失禁してしまう

《b》

- (1) 乱暴なふるまいを行う
- (2) 自分の身体を傷つける
- (3) 火の不始末が時々ある
- (4) 家の中をあてもなく歩きまわる
- (5) しばしば興奮し、騒ぎ立てる
- (6) 場所をかまわず放尿、排便をする
- (7) 時々失禁する

●支給金額

年額20,000円

なお、当該高齢者が寝たきり高齢者および認知症高齢者のいずれにも該当する場合は、寝たきり高齢者のみに該当するものとします。該当すると思われる場合は、介護支援課介護予防担当へお問い合わせください。

●申込期間

7月1日(土)～8月31日(木)

●介護支援課 介護予防担当

☎34・5434

7月は第67回「社会を明るくする運動」強調月間です

●すべての国民がそれぞれの立場から力を合わせて、犯罪や非行のない安心・安全な地域社会を築こうとする、法務省主催による全国的な運動です。

●今年の行動目標

- ① 犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組みを進めよう
- ② 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう

この運動を地域の皆さんに理解していただき、連携を深めるために、「社会を明るくする運動」甲州地区推進委員会では、7月3日(月)に市内で広報活動を行います。

●福祉課 地域福祉担当

☎32・5027



7月3日(月)
～8月7日(月)

甲州市文化協会美術部(大和)による作品を中心に展示します。

※展示内容・期間につきましては、変更になる場合もあります。

☎: 日付 ⌚: 時間 📍: 場所 💰: 料金 👤: 対象 📄: 内容 🎒: 持ち物 🏠: 休館 🗨️: 問合せ

東山梨行政事務組合

平成29年度職員採用案内

■職種・採用予定人数

●消防職 2名程度

平成4年4月2日から平成12年4月1日まで生まれ、高等学校以上（高校、短大、大学）を卒業した方および平成30年3月31日までに卒業見込みの方

※採用後、甲州市および山梨市に居住している者または居住できる方はなく使命感を持った人材を募集しています。

■試験日

●第1次試験 9月17日（日）

●第2次試験 第1次試験合格者に通知

■申込受付期間

7月18日（火）～8月10日（木）

※受付時間は、午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜・祝日を除く）
採用試験案内およびその他の資格要件等の詳細は、東山梨行政事務組合総務課までお問い合わせください。

■東山梨行政事務組合

総務課 庶務係

〒404-0037

甲州市塩山西広門田385

☎32・5021

平成29年度

自衛官等募集案内

■募集種目・受付期間

○航空学生（男子・女子）

7月1日（土）

～9月8日（金）

○一般曹候補生（男子・女子）

7月1日（土）

～9月8日（金）

○自衛官候補生（男子・女子）

年間を通じて行っております。

○防衛大学校学生（推薦・総合選抜・一般前期・一般後期 男子・女子）

※推薦／総合選抜

9月5日（火）～9月7日（木）

※一般前期

9月5日（火）～9月29日（金）

※一般後期

平成30年1月20日（土）

○防衛医科大学校医学科学生

9月5日（火）～9月29日（金）

○防衛医科大学校看護学科学生

9月5日（火）～9月29日（金）

○高等工科大学校生徒

（推薦・一般男子）

※推薦

11月1日（水）

～12月1日（金）

※一般男子

11月1日（水）

～平成30年1月9日（火）

○貸費学生（技術）

11月1日（水）

～平成30年1月9日（火）

●その他

応募資格、試験日程など詳細については、お問い合わせください。

自衛隊 甲府募集案内所

☎055・228・6427

URL

<http://www.mod.go.jp/pcor/yamanashi/>

「わが家のレシピ」募集

高齢者の健康維持につながる、家庭での伝統料理やオリジナル料理のレシピを募集します。

■山梨県後期高齢者医療制度の被保険者の方、もしくは山梨県後期高齢者医療制度の被保険者の方と同一世帯の方

●応募期間

7月3日（月）～8月31日（木）

●応募方法

専用の応募用紙（市役所国保年金課窓口にて用意しています）に必要事項を記入のうえ、応募作品の写真（1人前）を添付して郵送で応募してください。

●表彰内容

2点（最優秀賞1名・1万円相当賞品、優秀賞1名・5千円相当賞品）

■山梨県後期高齢者医療広域連合総務課

〒400-8587

甲府市蓬沢一丁目15番35号

山梨県自治会館 2階

☎055・236・5671

甲州市ふるさと劇団公演

&よしもとお笑い公演

■9月10日（日）

午後5時30分 開演

▲甲州市民文化会館 ホール

●出演者

タカアンドトシ／とにかく明るい安村／ジョイマン／チョコレート

プラネット／ダンビラムーチョ／ぴっかり高木といしいそうたろう

●全席指定

前売り券 2,000円

当日券 2,500円

●入場券販売開始

■7月8日（土） 午前9時～

▲甲州市民文化会館 窓口

※午前9時～午後5時（月曜・祝日は休館）

■甲州市民文化会館

☎32・1411

要申込
第14回上条集落見学会

■第14回目を迎える見学会は、上条集落を一望できる地点への登山です。新緑の山々と相まった素晴らしい景色を見てください。ぜひご参加ください。

■7月23日（日）

午前8時30分～午後1時頃

▲福蔵院駐車場（集合）

●無料（別途保険料200円程度）

※昼食をご持参ください。

※登山できる服装でご参加ください。

※途中急な山道がありますので、体力に自信がない方はご遠慮ください。

※荒天の場合、登山を中止し、集落見学会に変更します。

●締切日 7月18日（火）

●申込方法

電話またはFAXで、氏名・住所・電話番号・生年月日をご連絡ください。

■文化財課

☎32・5076 FAX 32・5172

無料・要申込

武田家の聖地フットパスツアー 「武田四郎勝頼公が目指した道」

☑土屋惣蔵片手千人切碑、栖雲寺、竜門峽、景德院などを巡ります。

📅7月22日(土)

🕒午前8時30分(受付)

👤市役所 大和支所(集合)

👜飲み物・タオル・帽子・雨具・運動靴・登山杖(任意)

※歩きやすい服装でご参加ください

●定員 25名

●締切日 7月18日(火)

※定員になり次第締め切ります。

📞観光交流課 交流イベント担当

☎32・10000

市民農園(一葉やさい文学園) 利用者募集

☑農作業を通じ、おいしい野菜を作ってみたい方は、ぜひお申し込みください。

●募集要項

☑使用料(年額)

区画面積32㎡ 3,880円

区画面積40㎡ 5,180円

※使用料は月割り計算します。

●申込方法

産業振興課で申請用紙を記入し提出してください。(印鑑をご持参ください。)

※区画の空き状況等はお問合せください。申請用紙は、市HPからもダウンロードできます。

📞産業振興課 農地担当

☎32・21111(内285・286)

第8回甘草に関するシンポジウム 「薬用植物の国内栽培を目指して」

📅7月15日(土) 🕒午後1時

👤甲州市民文化会館 ホール

☎2,000円(市民は無料)

※要旨集購入の場合は1,000円となります。

📞産業振興課 商工担当

☎32・50092

無料・要申込

サマーチャレンジ2017

川あるき 探検地は、日川!

☑自然づくり・環境づくり・人づくり!川は私たちが住むまちの財産だ!水中生物採取・植物採取・水質調査等

📅8月5日(土) 🕒午前9時~正午

☑雨天中止

☑日川(ぶどう橋周辺)

※市で用意するライフジャケットを着用して活動します。

☑市内在住の小学生以上の方

※小学校3年生以下の児童は保護者同伴の参加をお願いします。

●定員 40名

●締切日 7月28日(金)

※定員になり次第終了します。

●申込方法

電話またはFAX、メールで氏名、住所、年齢(学校・学年)、連絡先、植物等のアレルギーの有無をご連絡ください。

📞都市整備課 計画指導・景観担当

☎32・50072 FAX32・50079

✉toshiseibi@city.koshu.lg.jp

要申込 玉宮 桃狩フットパス

☑向嶽寺開山、抜隊禅師ゆかりの四つ石を巡り、完熟桃を味わおう。

📅7月22日(土) 🕒午前9時(受付)

👤玉宮ざぜん草公園駐車場(塩山平沢225付近)

●定員 20名

☎1,000円(保険料、ガイドブック、お土産の桃2個含む)

●申込方法 つなぐイベント係までご連絡ください。

📞玉宮フットパスの会

☎090・7718・6987

つなぐイベント係(申し込み)

☎080・1223・8302

釈迦堂遺跡博物館だより

企画展「釈迦堂Jomonコレク

ション」Vol.Ⅲ

☑釈迦堂遺跡出土品5599点の重要文化財から選りすぐった縄文土器を展示します。

📅7月15日(土) ~9月4日(月)

👤企画展示室

夏休み体験イベント①

「でんぐこを作ろう!」(要予約)

📅7月22日(土) ~8月27日(日)

🕒終日(製作時間・約50分)

☎2000円

※体験希望日の1週間前までにご予約ください。製作したどぐうは持ち帰ることができます。

夏休み体験イベント②

「でんぐクッキーを作ってみよう!」

☎2000円

※体験希望日の1週間前までにご予約ください。製作したどぐうは持ち帰ることができます。

夏休み体験イベント②

「でんぐクッキーを作ってみよう!」

📅7月29日(土) 🕒午前10時

☎2000円

●定員 30名

夏休み自由研究プロジェクト

毎年、アイメッセ山梨で開催されている「博物館を利用した夏休み自由研究プロジェクト」に今年も参加します。県内の博物館や美術館が自由研究のテーマを提供するイベントです。

釈迦堂博物館では、ミニ土偶を作成することが出来ます。

📅7月17日(祝・月)

🕒午後1時30分~4時30分

👤アイメッセ山梨

釈迦堂遺跡博物館

☎47・33333

甲州市景観フォトコンテスト 第2回入賞作品展

☑「甲州市景観フォトコンテスト」において審査された19点の入賞作品展を開催します。

📅7月12日(水) ~24日(月)

🕒午前8時30分~午後5時15分

👤市役所本庁舎 1階

市民ギャラリー

📞都市整備課 景観指導・景観担当

☎32・50072



📅: 日付 🕒: 時間 📍: 場所 💰: 料金 👤: 対象 📄: 内容 📁: 持ち物 🏠: 休館 📞: 問合せ

「甲州市出前講座」 をご利用ください

市では、市民の皆さんに市役所の業務内容について理解を深めていただき、市民協働のまちづくりを進めていくため、「甲州市出前講座」を実施しています。

市内在住、在勤または在学している10名以上の方で構成された団体、グループ等

●利用方法

実施予定日の3週間前までに「甲州市出前講座利用申込書」を提出してください。(市のホームページからもダウンロードできます)

生涯学習課 社会教育担当
(甲州市民文化会館内)

☎ 32・5097

山梨の作家展と エミューコレクション展

7月1日(土)～31日(月)
午前9時～午後5時

勝沼ぶどうの丘 美術館

主催 アートハウスエミュー

※勝沼ぶどうの丘美術館では、作品を展示する方を随時、募集しています。作品発表の場を探しているサークルや個展を開きたい方は、ぶどうの丘までお問い合わせください。

【美術館喫茶室】

美術館には、喫茶スペースも併設。ぶどうの丘オリジナルタルトやあんみつ、軽食や甲州市産ワインをご用意しています。

喫茶店営業時間

午前9時～午後4時30分

勝沼ぶどうの丘 ☎ 4430
2111



男女で環になり笑顔の甲州市

甲州市男女共同参画推進委員会

◆◆樋口一葉は男女共同参画の先駆け◆◆

劇作家の井上ひさしは戯曲「頭痛肩こり樋口一葉」の中で一葉の姿を、「男性中心の時代に筆一本で身をたてようとした」勇気ある女性、として描いた。糸桜で有名な慈雲寺の境内に、森鴎外ら明治の文豪が名を連ねた一葉顕彰碑(けんしようひ)が建っている。薄倖(はつこころ)、病弱のイメージが強い一葉であるが、文壇において女性も男性に比肩できることを証明したのである。現代でも「性的役割分業の考え方は永久凍土」と擲論(やちろん)される日本。男尊女卑の思想が支配的な明治時代において、女性活躍の新たな地平を切り開いた一葉は、男女共同参画の先駆けである。

ひとつ「働き方」を変えてみよう!

カエル! ジャパン
Change! JPN

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) 実現のためのシンボルマーク (内閣府)

温かな善意 ありがとうございます

- ◎児童福祉へ
図書館友の会 さま
- ◎教育関係事業へ
萩原 健児 さま

第12回甲州市ゴルフ選手権大会兼 第70回山梨県体育祭り選考会結果

5月24日、境川カントリークラブで第12回甲州市ゴルフ選手権が開催されました。今大会には23名の市民がエントリーし、日頃の練習の成果をコース上で発揮していました。なお、大会結果は次のとおりです。(敬称略)

- 優勝 文殊川 聖
- 準優勝 楠 明治
- 第三位 平山 平

生涯学習課 スポーツ振興担当

☎ 32・5098

シニアの方の「就職」応援

就職を希望する55歳以上で、県内在住の方

厚生労働省山梨労働局委託事業「高齢者スキルアップ・就職促進事業」

再就職に必要な技能を身につけませんか。

●調理スタッフ講習(12月)

※ハローワークに求職登録が必要です。

日建学院山梨校

スキルアップ事業係

☎ 055・263・5100

サマージャンボ7億円 (1等5億円・前後賞各1億円合わせて) サマージャンボミニ (1等1億円) サマージャンボプチ (1等100万円)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

各1枚 300円 7月18日(火)3種類同時発売!

発売期間 7/18(火)～8/10(木)

公益財団法人山梨県市町村振興協会



出会い (婚活・恋活) イベント

『甲州ワインビーフの豪華BBQ』

de 恋活

～溶岩プレートで地元の旬な食材と素敵な夜景と・・・～

📅 7月16日 (日) ☀️ 午後4時45分～ (受付)

📍 勝沼ぶどうの丘

👤 男女各10名程度

おおよそ20代後半から30代の独身者

※応募者多数の場合は抽選 (在住者を優先)

👉 当日徴収

男性 市内在住者 4,000円 (市外は5,000円)

女性 市内在住者 2,000円 (市外は3,000円)

● 申込方法

下記QRコード、E-Mail (wincere2013@gmail.com) でお申し込みください。

(メールの場合、氏名、生年月日、電話番号、性別、お住まいの市町村を明記してください)



お申し込みは
こちらから



📞 山梨恋活コミュニティ

ホームページ <http://www.wincere2012.com/>

☎ 090 - 4597 - 9915 (入倉)

結婚相談所主催

「出会Dinner会」

～キレイな夜景と素敵な出会い～

📅 8月26日 (土)

☀️ 午後6時～

📍 勝沼ぶどうの丘

👤 男女各10名 (最小開催人数各5名)

男性：25～48歳の独身者

女性：独身者

(応募者多数の場合は登録者、市内在住・在勤者を優先)

👉 当日徴収 2,000円

※アルコールの提供はありません

※8月10日 (木) までに電話でお申込みください。

📞 甲州市結婚相談所事務局

(政策秘書課 地域創生推進室内)

☎ 32 - 5037



「農地中間管理事業」の仕組み

農地を 貸したい方

- ・農業をやめたい場合
- ・耕作面積を縮小したい場合
- ・耕作放棄地など利用していない農地がある場合
- ・農地を相続したが、農業ができない場合など

(出し手)

貸付

山梨県 農地中間 管理機構

(山梨県農業振興公社)



↑
スマートフォン等
モバイルは
こちらから！

(受け手)

貸付

農地を 借りたい方

- ・農業経営の規模拡大をしたい場合
- ・新規に就農をしたい場合
- ・近くの農地を貸してほしいが、遊休農地となっていて困っている場合 など

- 必要な場合は、使い勝手の良い農地へ整備し、貸し付けます。
- 条件によっては、お借りできない農地もありますので、ご承知ください。

○中間管理機構を通して農地の貸し借りをを行った場合には、協力金が支払われるケースもあります。詳しい内容は、産業振興課農地担当までお問い合わせください。

◆お問い合わせ先 甲州市農業委員会事務局 (産業振興課 農地担当)
☎ 32 - 2111 (内285・286)

農地は貴重な財産です。

～農地中間管理事業を
活用しませんか～

- ☆農地を有効活用するための、新しい仕組みです。
- ☆新しい仕組みは、「農地中間管理事業」です。公的機関なので安心です。
- ☆農業のリタイアを考えている方、相続される方は家族で話し合い、早めの対策を考えましょう。



📅：日付 ☀️：時間 📍：場所 🏠：料金 👤：対象 📄：内容 📦：持ち物 🏠：休館 📞：問合せ

児童扶養手当を受給している皆さんへ

毎年8月は『児童扶養手当現況届』の提出が必要です。これは、児童扶養手当を受給している方、全員に義務付けられています。該当する方には、通知文と現況届を7月下旬に順次郵送します。未提出の場合、平成29年8月分以降の手当の支給が停止されます。忘れずに子育て支援課まで必ず本人が提出してください。また、手当受給開始（事由発生日）から5年以上経過された方については、『一部支給停止適用除外事由届出書』の提出も必要となります。該当者には7月上旬に郵送いたしますので、現況届と一緒に提出をお願いします。届出がない場合、8月以降の手当の支給が半額になりますので、ご注意ください。

子育て支援課 児童福祉担当
☎32 - 5081

ひとり親家庭医療費助成を受けている皆さんへ

毎年8月は『ひとり親家庭医療費受給資格更新申請書』の提出が必要です。これは、ひとり親家庭医療費助成を受けている方、全員に義務付けられています。該当する方には、7月下旬に郵送します。なお、未提出の場合、平成29年9月以降の更新ができません。忘れずに子育て支援課まで必ず本人が提出してください。

子育て支援課 児童福祉担当
☎32 - 5081

甲州市ワイン文化課外学習会 市内小中学生向け「ワインツーリズム」

8月7日（月）午前9時～午後1時

講師

- ・三森 哲也 氏（宮光園施設長）
「ブドウとワインづくりの歴史を知ろう」
- ・小池 あゆみ 氏（市職員・栄養士）
「家族そろってご飯を食べることの大切さを知ろう」
- ・五味 丈美 氏（ソムリエ）
「食べ物とワインの関係を知ろう」

市内小中学生（小学校4年生以上）およびその保護者（児童のみの参加も可能としますが、保護者の送迎を必須とさせていただきます）

定員 20名（先着順）

宮光園（集合）、ビストロ・ミル・プランタン（解散）

※宮光園からビストロ・ミル・プランタン間はスタッフとともに徒歩で移動します。

¥1人 1,000円（飲食費および保険代）

申込方法

電話または、メール（sangyou@city.koshu.lg.jp）でお申し込みください。

その他

料理は、コース形式となります。受け付けの際にメインディッシュを選択（ビーフ、ポーク、フィッシュ）していただきます。アレルギー等がある方はお伝えください。

産業振興課 ワイン振興室

☎32 - 2111（内288）

♪ピアノの魅力再発見♪ ピアノ試奏会

コンサートピアノ『スタンウェイ』を自由に弾くことができる試奏会を開催します。ピアノの音色とホールの臨場感を味わってみませんか。

7月8日（土）・9日（日）・22日（土）・23日（日）
午前9時～午後4時（50分間単位・先着順）

小学生以上でピアノ演奏ができる方（18歳未満は保護者同伴）

大和ふるさと会館 ☎48 - 2921

第11回 甲州市 子ども写生大会

7月29日（土）午前8時30分～（受付）

甲州中央防災広場「塩むすび」

写生道具（クレヨン・クレパス・水彩用具・画板）、
日よけの帽子、水筒、座するためのシート

※画用紙は、文化協会でご用意します。

市内在住の小中学校の児童・生徒

その他

※事前申し込みは不要です。当日現地に集合してください。

※雨天の場合は中止となります。

※作品は、7月30日（日）～8月18日（金）まで、
甲州市民文化会館 1階ロビーで展示します。

甲州市文化協会 美術部

☎33 - 4329（廣瀬）

児童センターイベント【無料】

塩山南児童センター○

ベビースキンケア講座

「夏に気になる肌トラブル対策」

7月6日（木）午前10時30分～

筆記用具・バスタオル

塩山南児童センター ☎33 - 7900

東雲ふれあい親子館○

ベビーマッサージ

～マッサージしながら親子でゆっくり肌の触れ合いを楽しもう～

7月11日（火）午前10時30分～

バスタオル

東雲ふれあい親子館 ☎44 - 3723



★お問い合わせ先★

勝沼図書館	☎44 - 3746
塩山図書館	☎32 - 1505
大和図書館	☎48 - 2921
甘草屋敷子ども図書館	☎33 - 5926

◆勝沼図書館夏休み工作教室

『作ろう！インディアン・ティピー！』

- 日時 7月23日(日) 午後2時～
- 場所 勝沼図書館
- 定員 10名
- 対象 小学生
- 受付 7月1日(土) 午前10時～

◆勝沼図書館 おばけ図書館

- 日時 8月6日(日) 午後7時～8時
- 場所 勝沼図書館
- 定員 20名(小学生以上・保護者同伴)
- 内容 夜の図書館探検とこわーい話
- 受付 7月9日(日) 午前10時～

◆夏休み期間のご利用に向けてのお願い

夏休み期間は、図書館の利用がたいへん多くなります。お互いが気持ちよく図書館を利用できるよう、ご協力をお願いします。

◎市内の図書館を利用するには

ご本人の「利用カード」が必要となります。

◎カードはご家族での共有は出来ません。

◎利用カードが必要な事

◆図書館の本や雑誌、ビデオ・DVDを借りる

◆図書館の中でビデオ・DVDをみる

◆図書館の中でインターネットを利用する

◆学習席の利用



◆甘草屋敷子ども図書館第54回企画展

『学校ななふしぎ』絵本原画展

- 会期 7月1日(土)～10月1日(日)
- 場所 甘草屋敷子ども図書館
- 内容 おなじみの学校おばけたちが登場する、大人でもこわ～い絵本『学校ななふしぎ』(斉藤洋/作 山本孝/絵 偕成社)の原画展です。あわせて「あなたの学校の七不思議」も募集しています。小学生から大人まで、皆さんのご来館をお待ちしています♪

◆甘草屋敷子ども図書館読み聞かせボランティア 絵本くらぶ「ちびっこお話会」スペシャル！

今年7月で結成15周年を迎える、読み聞かせボランティア絵本くらぶのお話をスペシャルな内容でお届けします。

親子で一緒に遊びに来てください♪

- 日時 7月5日(水) 午前10時30分～
(7月19日(水)は通常お話会)

■場所 甘草屋敷子ども図書館

■対象 乳幼児・親子

◆知的書評合戦ビブリアバトル！N塩山⑭

- 日時 8月26日(土) 午後5時30分～

■場所 塩山図書館

■発表者5名募集中！お申し込みは塩山図書館まで
※観戦の申し込みは必要ありません。

当日時間までにお集まりください。

6月に行われた第13回大会のチャンプ本は『ピクトさんの本』でした。チャンプ本とその他紹介された本は、塩山図書館で展示しています。

Information

日下部警察署

☎22 - 0110

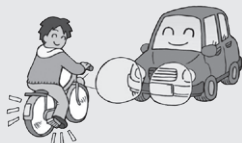


日下部警察署では国道20号、140号、411号等の幹線道路を中心とした速度取締を実施しています。

また、飲酒運転根絶のために夜間における飲酒検問を強力に推進しています。

飲酒運転を

“しない” “させない” “ゆるさない”



みんなの心がけで
悲しい交通事故を
なくそう！

飲酒運転は
やめましょう！

【酒酔い運転】

- ・5年以下の懲役または100万円以下の罰金
- ・違反点数35点(初めての処分でも取り消し3年)

【酒気帯び運転】

- ・3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- ・違反点数は13点または25点(アルコール濃度による)

さらに・・・

アルコールの影響により正常な運転が困難な状態で交通事故を起こし、人を死傷させた場合は、「自動車の運転により、人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」の危険運転致死傷罪により、最長で20年の懲役になるなど、厳しく処罰されます。酒酔い運転は自転車でも処罰の対象となりますし、車を運転する人にお酒を勧めたり、車を提供した場合等も処罰されますので絶対にやめましょう。安全で住みよい社会を築くためにも飲酒運転を社会から追放しましょう！



こんた いつき
今田 樹くん (5ヶ月)



どんどん大きくなる樹。樹のおかげで、毎日が楽しいよ。これからますます成長してね。

父・雄さん、母・裕美さん
(下於曽)

かわかみ まい
川上 舞姫ちゃん (6ヶ月)
ゆい
結愛ちゃん (6ヶ月)



いつも可愛い笑顔进行をありがとう。双子という奇跡を大事に仲良く元気に大きくなってね☆

父・純さん、母・裕子さん
(下塩後)

わが家のスター

お子さんの笑顔写真

大募集

◇お申し込み・お問い合わせ先◇

政策秘書課 秘書・広聴広報担当

☎ 32-5063

メール info@koshu.yamanashi.jp

発行／平成 29 年 7 月 1 日
編集／甲州市役所 政策秘書課
秘書・広聴広報担当

〒404-8501 山梨県甲州市塩山上於曽1085番地1
☎0553-32-2111 FAX0553-32-1818
ホームページアドレス／http://www.city.koshu.yamanashi.jp
メールアドレス／info@city.koshu.yamanashi.jp



■やまなし森の印刷紙
この印刷紙には、山梨県有林からの木材が
使用されています。

基準色例

外壁

屋根

赤系

5R7/2

5R4/2

黄系

5Y7/2

5Y4/2

緑系

5G7/2

5G4/2

青系

5B7/2

5B4/2

基準外 色例

5R5/12

7Y9/8

5G5/6

5B6/8

景観計画に基づく

建築物の新築や
外壁の塗替えの際

『行為の届出』が 必要です。

建築物の新築、増改築や屋根・外壁の塗替え等を行う場合には、甲州市景観計画に基づく「行為の届出」が必要になります。市では事前相談を受け付けていますので、ご活用ください。

※建築物に使用できる色の基準のマンセル値（色相・明度・彩度の3属性）が定められており、外壁各面の8割以上は基準色の範囲から選択する必要があります。
※一定の条件を満たす場合は基準の適用除外となる場合もあります。

◆お問い合わせ先 都市整備課 計画指導・景観担当 ☎32-5072

広報こうしゅう

『有料広告』を募集します！

(毎月1日発行 12,000部)

市では、新たな財源確保や地域経済の活性化を図るため、有料広告を募集します。3カ月間を1クールとし、広報こうしゅうへ掲載する有料広告を募集します。

◎カラー 3ヵ月：60,000円

◎白黒 3ヵ月：30,000円（カラー、白黒とも最大6ヵ月まで）

市ホームページのバナー広告も随時募集しています。

募集要綱および申込書は、市ホームページをご覧ください。

◆お申し込み・お問合せ

政策秘書課 秘書・広聴広報担当 TEL32-5063

ホームページアドレス http://www.city.koshu.yamanashi.jp

各種屋根工事

甲州市商工会会員

ミナト瓦工業

塩山下於曽399-10 TEL0553-32-1447

有料広告

有料広告



リニューアルオープン！

昭和堂

塩山下於曽1541-1 10:00~19:00 (水曜定休)
(塩山バイパス通り) ☎32-1325

創業
90周年
P有



大きくなりすぎた木

伐採

致します！

塩山西広門田 474

090 - 3319 - 0653

お気軽にご相談ください！

有料広告